

景品規約の概要

①一般ルールと同内容の景品規約

業 種	認 定 年	業 種	認 定 年
ビスケット業	S. 46. 7. 2	清酒製造業	S. 48. 9.30
チョコレート業	S. 40. 2.10	単式蒸留しょうちゅう製造業	S. 56.10. 5
チューインガム業	S. 46. 1.20	しょうゆ業	S. 54.11.28
アイスクリーム類及び氷菓業	S. 59.12.26	ソース業	S. 54. 1.12
トマト加工品業	S. 42.11. 8	カレー業	S. 42. 2.22
即席めん類製造業	S. 41. 3.24	凍り豆腐製造業	S. 45. 3.30
みそ業	S. 52.11.28	果実酒製造業	S. 54.12.17
洋酒製造業	S. 54.12.17	ビール製造業	S. 54.12.17
酒類輸入販売業	S. 54.12.17	タイヤ業	S. 55. 7.15
合成清酒等製造業	S. 49. 9.30	旅行業	S. 59.10. 1
化粧石けん業	S. 46.12. 7	ペットフード業	S. 49. 3.30
家庭用合成洗剤及び家庭用石けん業	S. 58. 1.25	家庭電気製品業	S. 54. 1.12
歯みがき業	S. 50. 9. 3		
指定自動車教習所業	H. 16. 6.29		

②一般ルールだが一部例外のある景品規約

業種 / 認定年	一般懸賞	総付景品
銀行業 S. 61. 1. 7	定期性預貯金、流動性預貯金、積立型の貯蓄商品を対象として、抽選の方法によって支払われる懸賞金等については、国税（所得税）15%、地方税5%が徴収される。	取引価額が確定しない場合にあつては、貯金箱・家計簿・カレンダー等か、又は1回につき1500円以内のもの
自動車業 S. 54.12. 3	(通常ケース) 購入を条件とせず、店舗への来場者に対して景品類を提供する場合は、店舗で通常取引される商品・役務のうち最低のものが取引価額となり、規約参加者全体の実態を勘案して、点検整備等の価額の3万円程度を取引価額として扱っている。	(例外ケース) 自動車の販売を申し出たDMを送付し、これを持参した者に対して景品類を提供する場合や、自動車だけを展示、販売する店舗又は特設会場においてフェアを行い、来場者に対して景品類を提供する場合など、景品提供の対象となる商品を自動車に限定していると認められるケースでは、自動車の最低価格が取引価額となる。
	(例外ケース) 景品提供を告知する広告において、5千円未満の商品・役務（部品・用品・サービス等）を掲載するケースでは、広告に掲載した商品・役務の最低価格が取引価格となる。	

③一般ルールと異なる規定を設けている景品規約

業種 / 認定年	一般懸賞	総付景品
医療用医薬品製造販売業 S. 59. 3.10	医療機関等に対し、取引を不当に誘引する手段として提供する景品類の禁止	
医療用医薬品卸売業 S. 59.12.22	医療機関等に対し、取引を不当に誘引する手段として提供する景品類の禁止	
衛生検査所業 S. 59. 9. 5	医療機関等に対し、取引を不当に誘引する手段として提供する景品類の禁止	
医療機器業 H. 10.11.16	医療機関等に対し、取引を不当に誘引する手段として提供する景品類の禁止	
新聞業 H. 10. 8.24	<p>①個別懸賞による場合 ア. 最高額は取引額の10倍又は5万円のいずれか低い金額の範囲 イ. 総額は取引予定総額の0.7%以内 ウ. 実施地域の最小単位は都道府県 エ. 実施回数は年3回、実施期間は3か月以内</p> <p>②共同懸賞の場合 ・一定地域において販売業者の相当多数が共同して行う場合は、最高額については15万円、総額については1.5%以内、実施回数は年2回で、かつ、実施期間は70日以内（その他は一般ルールと同様）。</p> <p>③編集企画に関する景品類の上限は3万円</p>	取引価額の8%又は6か月分の購読料の8%のいずれか低い金額の範囲内
出版物小売業 S. 56. 9.22	<p>①一般懸賞の範囲内の景品類（年2回、計90日以内） ②共同懸賞の範囲内の景品類</p>	<p>①100円又は取引価額の7%のいずれか高い価額の範囲内の景品類（年2回、計90日以内） ②トレーディングスタンプ等、年間を通して懸賞によらないで提供する景品類は、取引価額の2%以内</p>
雑誌業 S. 58. 3.30	編集企画に関する景品類の上限は3万円	
農業機械業 S. 54.12. 3	自ら主催して行う宿泊旅行への招待又は優待の禁止	
不動産業 H. 14.12.26		取引価額の10%又は100万円のいずれかが低い金額の範囲内

注：空欄は、一般ルールと同様の規定が適用されることを示しています。